

## 農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付要綱の運用について

農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付要綱の運用について、同要綱第18条の規定に基づき、以下のとおり定める。

### 第2条関係

1 第2号中「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加することをいう。

(例) 缶詰、瓶詰、漬物、冷凍食品、ジャム、乾燥果実、でん粉、素干、塩干、煮干、練り製品、異種を混同したもの（カット野菜ミックス、刺身盛り合わせ等）等

※単に切断したもの、単に冷凍・解凍したもの、輸送形態により、乾燥や塩蔵等が必要と認められるものは含まない。

2 第3号エ「農林漁業者等の組織する団体」とは、以下に掲げるものをいう。

(1) 農地法に規定する農業生産法人のうち、次の①又は②を満たすもの。

① 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。

② 家計を別にする常時雇用者を3名以上雇用していること。

(2) 共同出荷を目的とする法人のうち、家計を別にする農林漁業従事者3戸以上が株主又は社員となっているもの。

(3) 農林漁業を営む者の組織する団体（これらの者が主たる構成員となっているものを含む）のうち、次の①から⑤の全てを満たすもの。

① 規約等に代表者、組織及び運営についての定めがあること。

② 規約等に構成員が生産した農林水産物を共同出荷する事業についての定めがあること。

③ 家計を別にする農林漁業従事者3戸以上が構成員となっていること。

④ 構成員のすべてが、直近1年間において確定申告を行っていること。

⑤ 農林漁業従事者である構成員の3戸以上が、業種別に以下の要件を満たすこと。

#### 農業

- ・ 県内市町村において農地基本台帳に登録されている者
- ・ 直近1年間における確定申告において農産物の販売金額が50万円以上である者

#### 漁業

- ・ 沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船又は県内に補助対象品目に係る養殖施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・ 直近1年間における確定申告において漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上である者

#### 畜産業

- ・ 県内に補助対象品目に係る飼養施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・ 直近1年間における確定申告において畜産物の販売金額が50万円以上である者

#### 林業

- ・ 県内に補助対象品目に係る生産施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・ 直近1年間における確定申告において林産物および収穫物の販売金額が50万円以上である者

#### その他の業種

- ・ 別途定める。

3 第3号オ「知事が認める団体」とは、以下に掲げるものをいう。

(1) 次の①から③のいずれか又は全てで組織する団体

- ① 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条により許可を受けた卸売業者
- ② 同法第33条により許可を受けた仲卸業者
- ③ 沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年3月31日条例第1号）第27条により承認を受けた売買参加者

(2) 次の①から②のいずれか又は全てで組織する団体

- ① 卸売市場法第58条により許可を受けた卸売業者
- ② 沖縄県卸売市場条例（昭和48年1月5日条例第8号）第10条により承認を受けた買受人で組織する団体

### 第3条関係

補助対象事業者は、次の全てを満たさなければならない。

- (1) 補助対象事業者名義の口座を保有していること。
- (2) 団体の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事務の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。
- (3) 経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書、品目別出荷量に関する帳簿等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。
- (4) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。
- (5) その他、事業実施上の問題がないこと。

### 第4条関係

- 1 「戦略品目」は、農林水産戦略品目選定に係る事務処理要領に基づき、農林水産部調整会議において選定される。
- 2 「補助対象経費」とは、補助対象事業者（出荷団体に所属する組合員、構成員等を含む）が支出する輸送費に限る。
- 3 知事が認める品目（以下、「補助対象品目」という。）は、次に掲げる品目とする。

区 分	品 目		
野菜	さやいんげん スイートコーン オクラ すいか ピーマン きゅうり	ゴーヤー ばれいしょ かぼちゃ メロン 島らっきょう	レタス さといも とうがん ニンジン トマト
花き	輪ぎく 洋ラン ヘリコニア 切り葉	小ぎく トルコギキョウ レッドジンジャー 観葉鉢物	スプレーギク ストレリチア ソリダコ

果樹	マンゴー パッションフルーツ アセローラ スターフルーツ	パパイヤ シークワサー びわ ドラゴンフルーツ	中晩柑類 (タンカン、天草、南香) パインアップル アテモヤ 温州みかん
かんしょ	かんしょ		
薬用作物	薬用作物類		
木材	リュウキュウマツ等県産材		
特用林産物	きのこ		
畜産物	肉用牛	豚	
水産物	クルマエビ ヤイトハタ マグロ類	モズク 海ぶどう (クビレズタ) ソデイカ	スギ アーサ (ヒトエグサ) カジキ類

- (1) 花き (切り葉及び観葉鉢物を除く。) については、切り花を対象とする。
- (2) 切り葉については、実もの (花や実を含む形状のもの) 又は枝ものは対象としない。
- (3) かんしょについては、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。
- (4) 肉用牛については、12か月齢未満の肉用牛は対象としない。

4 補助金交付の対象期間は、補助金交付の対象となる年度の4月1日から3月31日までとする。

## 第5条関係

- 1 第1号「1キログラムあたり補助対象経費 (税抜)」の額が低い場合は、補助対象経費 (税抜) を補助金の額とすることができる。
- 2 補助対象品目毎の輸送区間、方法、重量、金額が請求書等で確認できない場合は、補助の対象としない。  
ただし、船舶輸送において、請求書等にコンテナ単位の料金のみが表示されている場合は、実際にコンテナに積載した補助対象品目のケース数及び1ケース当たり重量等から、補助対象品目の総重量や重量単価を確認できる資料を添付すること。
- 3 花きにおいては、各品目毎の出荷重量の把握が困難な場合、出荷団体等の出荷データや標準重量等を参考に出荷重量の算定ができるものとする。
- 4 宅配便による輸送については、補助対象品目のみを県外出荷する場合に限るものとし、同一容器内に補助対象品目以外が混在する場合は、補助の対象としない。

## 第9条関係

第1号中「軽微な変更」とは、交付決定額の20パーセント以内の減額をいう (増額の場合を除く)。

## 様式関係

(共通)

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付する資料は、写しで可とする。

(第1号様式)

添付資料のうち「その他参考となる資料」とは、以下のとおりとする。

- ・本運用第2条関係2（1）②に該当する場合  
事業年度開始日現在で在籍している常時雇用者に係る健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し
- ・本運用第2条関係2（3）に該当する場合  
構成員全員に係る直近の確定申告書の写し  
農地基本台帳に登録されていることがわかる書類（農業従事者のみ）

**附 則**

この運用は、平成24年8月9日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

**附 則**

この運用は、平成24年10月31日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

**附 則**

この運用は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この運用は、平成29年4月1日から施行する。